

竜東中学校いじめ防止基本方針

～ いじめ等の行為を見逃さず許さない学校づくり ～

竜東中学校 いじめ追放宣言

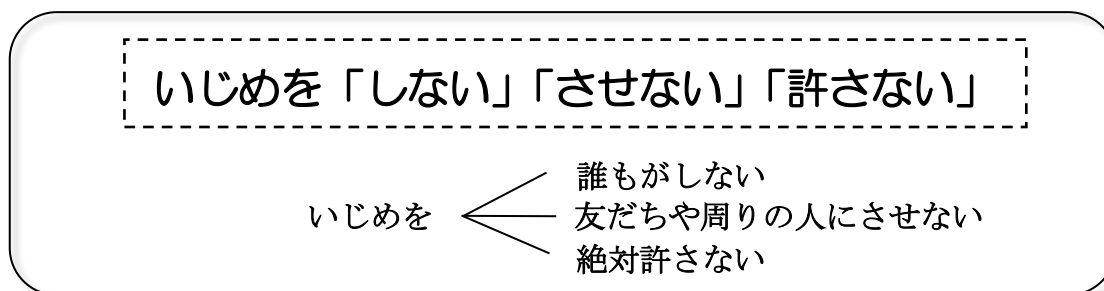
竜東中学校では、全校生徒が安心して学習・生活できる居心地のよいクラス・学校をつくるために竜東中学校いじめ追放宣言を制定する。

- 一 竜東中学校生徒は、人が嫌がることや、暴力・相手を傷つける言葉・無視はしません。
- 一 竜東中学校生徒は、いじめと感じたら、自分のできる行動をとります。注意したり、身近な人に相談したりします。
- 一 竜東中学校生徒は、注意しやすい環境をつくれます。
- 一 竜東中学校生徒は、一人ぼっちの仲間をつくりません。

飯田市立竜東中学校

1 いじめに対する基本姿勢

学校は、生徒の健全な心身の成長が図られるよう『いじめを「しない」「させない」「許さない』を基本姿勢とし、「未然防止」「早期発見・早期対応」「適切な対応・指導」をいじめ対策の3つの柱として、『いじめ等の行為を見逃さず許さない学校づくり』をめざします。



2 いじめの未然防止～いじめ等の行為を許さない取り組み～

- ① 学校は、思いやりの心を醸成するために、生徒の発達段階に応じた一貫性のある教育活動の推進
 - (ア) 道徳教育・人権教育の視点から「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」を育む教育活動を、適切な情報交換をとおして系統的に取り組みます。
 - (イ) 異年齢間交流により、身近な先輩や後輩との関わりから自分たちの目標とする姿を見つけ、他人をいたわる心や自己肯定感を育む教育活動を推進します。
- ② 生徒相互の良好な人間関係づくり
 - (ア) 生徒一人一人の発達段階や個性に応じ、集団生活でのコミュニケーションや係活動等を通じて社会性を育むための指導を行います。
 - (イ) 対人関係を築くことが苦手、落ち着かず集中が持続しない、衝動的な行動が多いなどの生徒には、保護者との協力し支援計画を作成して段階的な指導・支援を行うよう配慮します。
- ③ 学級づくり・集団づくりの充実
 - (ア) 生徒の良さを認め、励まし、良さを伸ばすことを基本として「どの子にも居場所のある」学級づくりに取り組みます。
 - (イ) 生徒自身が学級のルールや規範を考え、大切する学級づくりを進めます。
 - (ウ) 学校は、生徒会等による主体性のある活動を促進します。
 - (エ) 生徒会活動の場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けて、主体的に取り組むことができるよう支援します。
 - (オ) 生徒が制定した「竜東中学校いじめ追放宣言」を生徒会が毎年引継ぎ、生徒自らが宣言を守る姿勢を持続します。
- ④ キャリア教育・体験学習の推進
 - (ア) キャリア教育では、社会の中で役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していく力を育み、他者と良好な人間関係をつくる力を醸成します。
 - (イ) 様々な体験学習により、他人を思いやる心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを尊重する心など、生徒に豊かな人間性と社会性を育みます。
- ⑤ 家庭と連携した家庭教育の充実
 - (ア) 日頃から生徒の良さを認めてほめる、善悪の区別をわかりやすく伝えるなどの取り組みを家庭と情報連携して行い、生徒の自己肯定感や思いやりの心を育みます。

(2) いじめの早期発見・早期対応～いじめ等の行為を見逃さない取り組み～

① 的確な情報収集

- (ア) 面接による聞き取り調査，アンケート調査，行動観察など，状況に応じた実態調査を適時に実施します。
- (イ) 事実関係の究明にあたり，当事者だけでなく保護者や友人関係などからの情報及び訴えに耳を傾け，迅速に事実関係の把握を行います。

② 相談体制の整備と周知

- (ア) 生徒の悩みを積極的に受け止めることができるよう，学級担任以外にも相談窓口となる職員を置き，生徒や保護者に周知します。
- (イ) 心理の専門であるスクールカウンセラーや福祉の専門であるスクールソーシャルワーカー等の助言を大切にして相談支援を行います。
- (ウ) 学校以外にも気軽に相談できる窓口を周知します。

③ 保護者・地域との連携

- (ア) 日頃から保護者との連携を密にし，いじめ等に関する情報及び訴え等に耳を傾け，誠意を持って対応します。
- (イ) 地域にも生徒に関心を持って見守っていただくよう，公民館や自治会等に協力を要請します。
- (ウ) ネット上の掲示板やメールでのいじめを早期に発見するため，外部機関との連携を進めます。

(3) 適切な対応・指導～いじめ問題への組織的な対応～

① 問題発生時の対応

- (ア) いじめが発生したら，学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく学校全体で対応します。
- (イ) 校長のリーダーシップの下，教職員間の共通理解を図り，一致協力して対応します。

② 外部機関との連携

- (ア) 学校においていじめを把握した場合には，速やかに保護者にも連絡するとともに，保護者の意向も踏まえて児童相談所・子育て支援課などの相談機関，医療機関などとの連携を図ります。
- (イ) 生徒の行為が犯罪行為とみなされるときは，警察に相談し，連携した対応を取ります。

③ 次の視点を重視しながら、明確な対応をします

- (ア) いじめられている生徒に対して
 - いじめられている生徒を守り安全を確保します。
 - 安易に問題が解決したと判断せず経過を見守ることを伝え，いつでも教職員と相談できるようにします。
 - 教職員，スクールカウンセラーなどが協力し，被害を受けた生徒の心のケアを行います。
- (イ) いじめている生徒に対して
 - いじめは許されないという毅然とした態度を貫きます。
 - いじめの行為について，いじめた生徒の背景や特性・心の内面を理解するよう努めます。
 - いじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ，他人の痛みを理解できるよう継続的な指導を行います。
- (ウ) 周囲の生徒に対して
 - はやし立てる生徒に対して，いじめと同等の行為であると気づかせるとともに，相手の立場になって考え，行動することの大切さを教えます。
 - いじめを許容しない雰囲気形成され，傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を目指します。

(4) その他

上記の基本方針を実効性のあるものとするため、生徒会活動や人権教育・道徳教育・キャリア教育等の年間活動計画の中に関連付けて指導できるよう位置付ける。

また、別紙「竜東中学校いじめ対応マニュアル」を教職員同士が常に確認し合い、役割分担や迅速な対応が図られるようにする。

改訂等の記録

- H25.12 「竜東中学校いじめ追放宣言」制定（生徒会）
- H26. 7 「竜東中学校いじめ対策指針」策定
- H28. 6 「竜東中学校いじめ追放宣言」改正（生徒会）
- R5.3 「竜東中学校いじめ防止基本方針」に改訂